

野洲市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

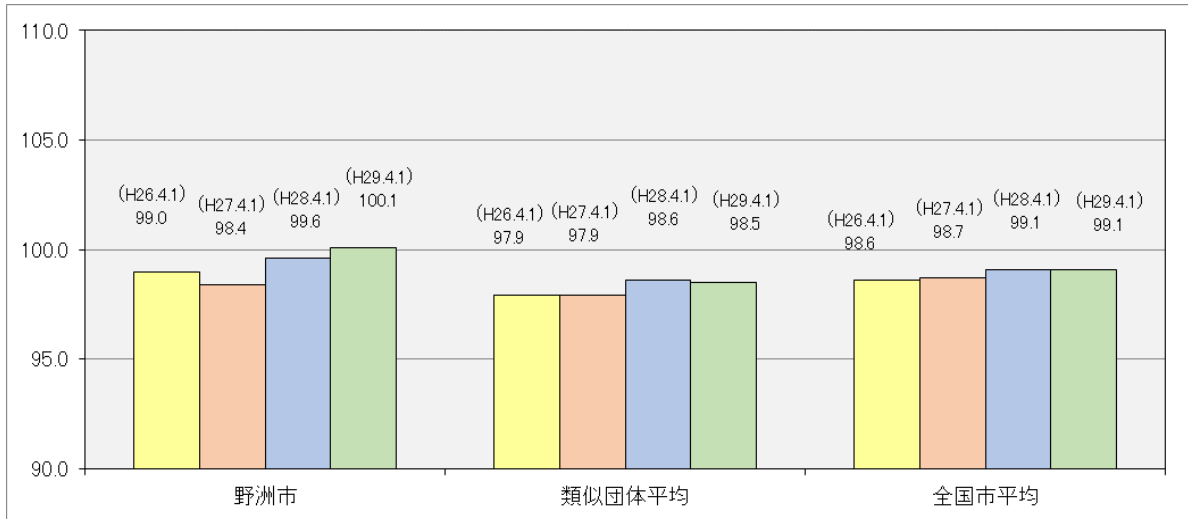
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 50,972	千円 20,478,039	千円 521,640	千円 3,826,003	% 18.7	% 16.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員 手当	期末・勤勉 手当	計 B		
28年度	人 402	千円 1,529,340	千円 287,893	千円 581,586	千円 2,398,819	千円 5,967	千円 5,867

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。
 4 類似団体は一般市（類型Ⅱ－2）で表示（以下の記載も同様）

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成 29 年 4 月 1 日のラスパイレズ指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

① 経験年数階層の変動及び給料額の調整（2%加算）により、3 年前に比べ 1.1 ポイント上昇したが、高年齢層職員の退職に伴う職員構成の変動や給与制度の総合的見直しに係る現給保障の廃止などにより、今後一定の改善が見込まれる。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定時期) 平成 29 年 4 月 1 日

(改定内容)

平成 28 年 4 月 1 日には以下の理由により給料表の見直しを見送ったところであるが、行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.39%引下げ。激変緩和のため、2 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて同様の見直しを実施。

一方、国の見直し内容において給与の公民較差が地域手当に重点的に配分される中、将来の有為な人材確保や職員の士気の向上を図るため、平成 29 年 4 月 1 日から給料の調整額として一律 2%の加算措置を実施。

(平成 28 年 4 月 1 日に見直しを見送った理由)

給与制度の総合的見直しにおいて、近隣市では地域手当支給地および支給割合が拡大する中で、本市については、引き続き地域手当非支給地とされたが、実質的な賃下げにつながるものであり、将来の有為な人材確保の可能性を広げることや職員の士気の向上を図ることが、市民の安全・安心な行政サービスを維持・発展させていく上で不可欠であると考えことから、平成 28 年 4 月 1 日の給与制度の総合的見直しの実施については見送ることとした。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準 0%に対し、野洲市においても 0%。

(実施時期) —

(参考)

	平成 27 年度の 支給割合	平成 28 年度の支給割合		平成 29 年度の 支給割合	平成 29 年度の 支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後		
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%
野洲市の支給 割合	0%	0%	0%	0%	0%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野洲市	43.3歳	326,800円	399,747円	359,722円
滋賀県	42.5歳	326,948円	430,968円	376,972円
国	43.6歳	330,531円	410,719円	410,719円
類似団体	41.8歳	314,916円	384,971円	350,795円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
野洲市	49.3歳	*	316,900円	327,480円	322,810円	—	—	—	—
うち 調理師	47.8歳	9人	313,700円	325,456円	320,267円	調理士	41.5歳	258,400円	1.26
うち 用務員	*	*	*	*	*	用務員	55.1歳	207,300円	*
滋賀県	54.8歳	157人	319,730円	368,975円	352,864円	—	—	—	—
国	50.6歳	2,722人	286,833円	328,360円	328,360円	—	—	—	—
類似団体	51.1歳	30人	309,081円	340,921円	326,053円	—	—	—	—

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合には、アスタリスク(*)としている。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
野洲市	—	—	—
うち 調理師	5,185,172円	3,480,500円	1.49
うち 用務員	*	2,818,600円	*

*民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成26~28年の3ヶ年平均)

*技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

*年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合には、アスタリスク(*)としている。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
野洲市	40.0歳	311,000円	349,940円
滋賀県	41.3歳	353,109円	413,785円
類似団体	38.3歳	284,401円	319,579円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給料月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(29年4月1日現在)

区分		野洲市	滋賀県	国
一般行政職	大学卒	181,764円	185,800円	178,200円
	高校卒	153,510円	151,500円	146,100円
技能労務職	高校卒	149,022円	154,000円	—円
	中学卒	—円	132,700円	—円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(29年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,459円	333,030円	383,316円	407,053円
	高校卒	—円	—円	346,222円	373,167円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円	—円

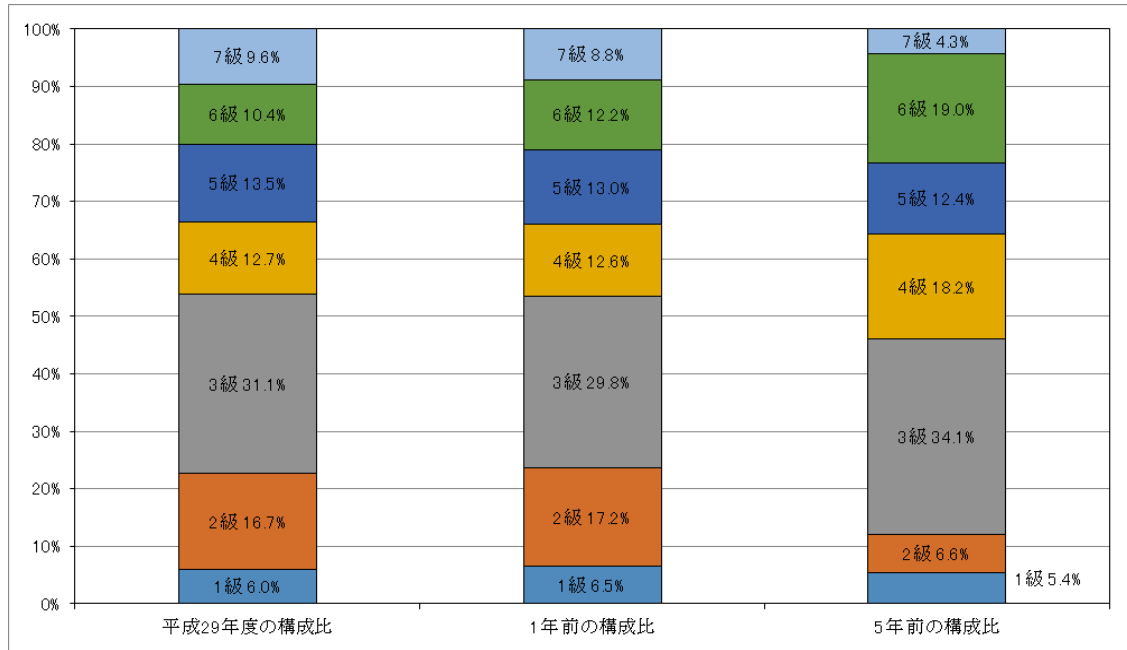
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事補、技師補、主事	15人	6.0%	141,600円	246,600円
2級	主事、技師	42人	16.7%	191,700円	303,400円
3級	主任、主査	78人	31.1%	227,900円	349,200円
4級	専門員、困難な業務を行う主査の職務	32人	12.7%	261,100円	380,200円
5級	課長補佐、室長補佐、主席主幹、主幹、相当困難な業務を行う職務	34人	13.5%	287,100円	392,200円
6級	課長、室長、主席参事、参事の職務 又は相当困難な業務を行う職務	26人	10.4%	317,700円	409,400円
7級	部長、次長の職務	24人	9.6%	361,800円	444,100円

(注) 1 野洲市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 9 級制から 7 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区 分	昇給実績があ る区分	昇給可能な区 分	昇給実績があ る区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ (一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		平成 3 0 年度		平成 3 0 年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

野洲市	滋賀県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,531千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,750千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 15、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成30年度6月期		平成30年度6月期	

(2) 退職手当 (29年4月1日現在)

野洲市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
早期勸奨退職特例措置 (2~20%)			定年前早期退職特例措置 (2~45%)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 13,904千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
市全域	— %	— 人	— 円

(4) 特殊勤務手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		58千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		3,047円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)		4.8%	
手当の種類 (手当数)		7種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護等に従事する場合	300円/日
狂犬病予防作業手当	狂犬病予防作業に従事する職員	狂犬病予防作業に従事する場合	300円/日
行旅病人対応作業手当	行旅病人の対応作業に従事する職員	行旅病人の対応作業に従事する場合	1,000円/件
行旅死亡人処理事業手当	行旅死亡人の処理に従事する職員	行旅死亡人の処理に従事する場合	3,000円/件
福祉業務手当	福祉業務のうち特に身体に危害を受ける業務に従事する職員	福祉業務のうち特に身体に危害を受ける業務に従事する場合	300円/日
鳥獣等取扱作業手当	鳥獣等の捕獲、放獣、死体処理、殺処分その他の危険を伴う作業に従事する職員	①鳥獣等の捕獲、放獣、死体処理その他危険を伴う作業に従事する場合 ②鳥獣等の殺処分を伴う作業に従事する場合	①500円/日 ②1,000円/日
危険箇所の点検等業務手当	焼却炉内の点検等に従事する職員など	焼却炉内の点検等に従事する業務など	500円/回

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (28年度普通会計決算)	138,974 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (28年度普通会計決算)	471 千円
支給実績 (27年度普通会計決算)	123,163 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (27年度普通会計決算)	418 千円

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手当等	内容及び支給月額	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度普通会計決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (28年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者 10,000 円 扶養親族たる子 8,000 円 (職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1人については 10,000 円) その他の扶養親族 1人につき 8,000 円 (職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1人については 9,000 円) 16~22 歳までの子がある場合の加算額 5,000 円	同		35,885 千円	240,800 円
住居手当	月額 12,000 円を超える家賃 27,000 円限度で支給	同		14,678 千円	287,800 円
通勤手当	自動車などの交通用具使用者 2,000 円~31,600 円 交通機関利用者 55,000 円限度で支給 自動車等を駐車するための施設を利用している場合 利用料金の 1/2 を支給 (4,000 円限度)	異		22,191 千円	68,900 円
管理職手当	部長級 75,200 円、次長級 66,400 円、課長級 62,300 円、課長補佐級 51,500 円、参事級 20,700 円 (うち指導主事職 62,300 円)、主幹級 19,800 円 (うち指導主事職 43,600 円)	異		75,107 千円	715,900 円
宿日直手当	日直業務 4,200 円/日	同		1,000 千円	4,200 円

5 特別職の報酬等の状況 (29年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	812,000 円	(参考) 類似団体における 最高/最低額
	副市長	721,000 円	1,037,000 円/ 440,000 円
			857,000 円/ 578,000 円

報酬	議長	380,000 円	629,000 円/	350,000 円
	副議長	330,000 円	575,000 円/	300,000 円
	議員	300,000 円	552,000 円/	280,000 円
期末手当	市長 副市長	(28 年度支給割合) 3.25 月分		
	議長 副議長 議員	(28 年度支給割合) 3.25 月分		
退職手当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	市長 副市長	812,000 円×在職月数×43/100 721,000 円×在職月数×26/100	16,760 千円 8,999 千円	任期毎 任期毎
	備考			

*28 年度は副市長が不在のため支給実績はない。

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年=48 月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

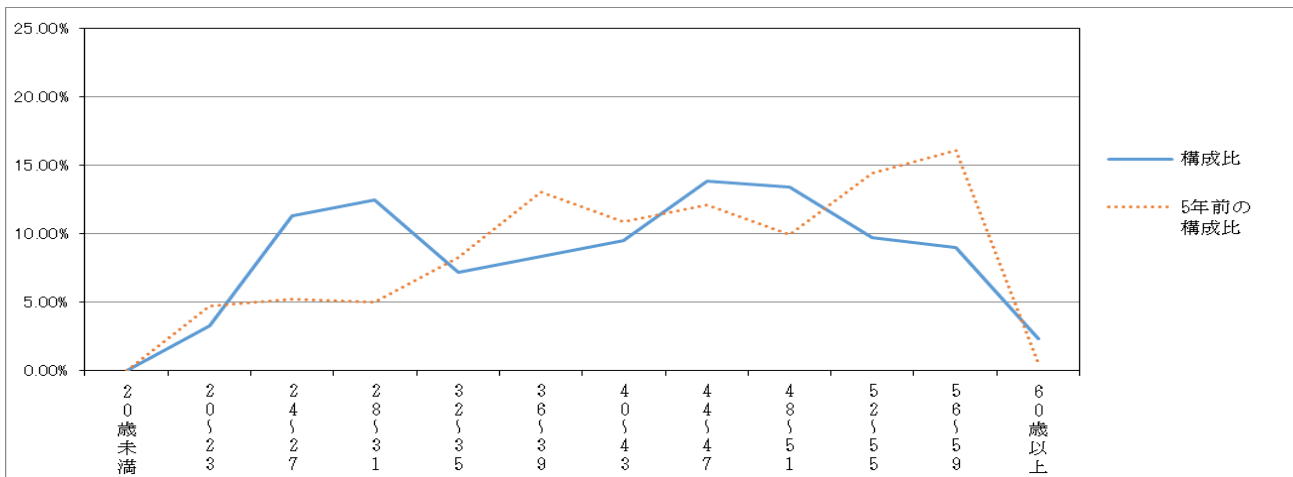
(各年 4 月 1 日現在)

区分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 28 年	平成 29 年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務企画	83	77	△6	業務の精査
		税務	20	21	1	業務増
		民生	108	107	△1	業務の精査
		衛生	32	35	3	業務増
		労働	2	2	0	
		農林水産	11	11	0	
		商工	4	4	0	
		土木	33	31	△2	業務の精査
		計	297	292	△5	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 57.29 人 (類似団体の人口 1 万人当たり職員数 55.72 人)
	教育部門	105	105	0		
	消防部門	—	—	—		
	小計	402	397	△5	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 77.89 人 (類似団体の人口 1 万人当たり職員数 73.33 人)	

会計部門 公営企業等	病院	—	—	—	業務増
	水道	5	6	1	
	下水道	6	6	0	業務増
	その他	24	25	1	
	小計	35	37	2	
合計		437 [476]	434 [476]	△3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.14人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	14人	49人	54人	31人	36人	41人	60人	58人	42人	39人	10人	434人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		277	278	284	286	297	292	15 (+5.4%)
教育		112	122	122	122	105	105	△7 (△6.3%)
警察		—	—	—	—	—	—	— (—%)
消防		—	—	—	—	—	—	— (—%)
普通会計計		389	400	406	408	402	397	8 (+2.1%)
公営企業等会計計		34	33	32	33	35	37	3 (+8.8%)
総合計		423	433	438	441	437	434	11 (+2.6%)

- (注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 27年度の総費用に 占める職員給与費率
28年度	千円 834,573	千円 84,055	千円 28,984	% 3.5	% 3.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
28年度	人 5	千円 18,981	千円 3,097	千円 6,906	千円 28,984	千円 5,797	千円 6,166

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
野洲市	44.2歳	333,517円	483,067円
市町村平均	44.4歳	343,701円	513,093円
事業者	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

野洲市 (水道事業)		野洲市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,381千円		1人当たり平均支給額 (28年度) 1,531千円	
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分		(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（29年4月1日現在）

野洲市（水道事業）			野洲市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
早期勸奨退職特例措置（2～20%）			早期勸奨退職特例措置（2～20%）		
（退職時特別昇給 なし）			（退職時特別昇給 なし）		
1人当たり平均支給額	－ 千円		1人当たり平均支給額	13,721千円	

ウ 地域手当（29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	－ 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	－ 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市全域	－ %	－ 人	－ 円

エ 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）	－ 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	－ 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）	－ %		
手当の種類（手当数）	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
毒物等取扱手当	毒物等を取り扱う業務に従事する職員	毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物等を取り扱う業務	300円/回

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	1,832千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	366千円
支給実績（27年度決算）	1,492千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	249千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (29年4月1日現在)

手当等	内容及び支給月額	国と制度との異同	国と制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給1人当たり 平均年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000 円 扶養親族たる子 8,000 円 (職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000 円) その他の扶養親族1人につき 8,000 円 (職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000 円) 16～22 歳までの子がある場合の加算額 5,000 円	同		1,030 千円	343,300 円
住居手当	月額 12,000 円を超える家賃 27,000 円限度で支給	同		— 千円	— 円
通勤手当	自動車などの交通用具使用者 2,000 円～31,600 円 交通機関利用者 55,000 円限度で支給 自動車等を駐車するための施設を利用している場合 利用料金の 1/2 を支給 (4,000 円限度)	異		235 千円	47,000 円
管理職手当	部長級 75,200 円、次長級 66,400 円、課長級 62,300 円、課長補佐級 51,500 円、参事級 20,700 円、主幹級 19,800 円	異		— 千円	— 円
宿日直手当	日直業務 4,200 円/日	同		— 千円	— 円

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合には、アスタリスク(*)としている。